

# 特別支援教育就学奨励費

(様式第22号)

1年・7年生 1人につき1枚必要です

学校コード (学校処理欄)					
------------------	--	--	--	--	--

## 年度 (20 年度) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申出書

大阪市教育委員会 あて  
次の領収書等のとおり購入しましたので申請します。 年 月 日

児童生徒	学校名	大阪市立 小・中学校 義務教育学校 第 1・7 学年	申請者 (保護者)	住所	大阪市 区 電話番号 ( - - )
	名前	フリガナ		名前	フリガナ

品名	数量	購入年月日	金額	委員会処理欄		
				新入学	通学	
1		年 月 日	円			
2		年 月 日	円			
3		年 月 日	円			
4		年 月 日	円			
5		年 月 日	円			
6		年 月 日	円			
7		年 月 日	円			
8		年 月 日	円			
9		年 月 日	円			
10		年 月 日	円			
11		年 月 日	円			
12		年 月 日	円			
13		年 月 日	円			
14		年 月 日	円			
15		年 月 日	円			

購入金額計 (領収書等の合計金額) 円

領収書等を裏面に貼り付けてください。(領収書は原本に限ります。) 領収書等計 通貼付

この申出書により、支弁区分が 段階又は 段階に決定された1年・7年生児童生徒の保護者に、「新入学児童生徒用品・通学用品購入費(1年・7年生が対象)」及び「通学用品購入費(全学年が対象)」を限度額以内で支給します。  
ただし、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(1年・7年生が対象)」については、年 月 日以降に支給対象者となった方は支給対象外です。(「通学用品購入費(全学年が対象)」は支給対象です。)  
領収書は、品名、購入年月日、金額、購入先等の明記されたもの(レシート可)で、手書きの場合、領収印が必要です。  
領収書がない場合または領収書の金額に訂正が見られる場合は支給できません。  
購入年月日は、年4月1日から 年7月末日までに限ります。  
提出された申出書及び領収書等は、原則として返却しません。

委員会処理欄	新入学児童生徒学用品費		通学用品購入費	
	対象とする金額	円	対象とする金額	円
	上記の1/2	円	上記の1/2	円
	支給上限額 小： 円、中： 円		支給上限額 小： 円、中： 円	
支給額	円	支給額	円	

( 領収書等貼付欄 )

下の【記入例】の[支給対象品目]を参考に、対象となる領収書等(レシート可)を、記載内容が見えるように貼りつけてください。  
( 申出書に記入したものであることを確認のうえ、貼りつけてください。 )

領収書等(レシート可)が多く、この欄に貼りきれない場合は、別紙に貼りつけ、必ずこの申出書と合わせて提出してください。

【記入例】

(領収書等貼付欄)に貼られた  
5枚の領収書(例)の内容

「領収書」 20,000円  
(品名) 1 ランドセル

「領収書」 18,000円  
(品名) 2 制服  
3 体操服(上下)  
4 給食白衣・帽子

「領収書」 3,800円  
(品名) 5 水着  
6 プール用かばん  
7 上履き

「領収書」 7,250円  
(品名) 8 算数セット  
9 ふで箱  
10 クレパス(16色)  
11 水筒  
12 弁当箱  
13 雨傘

「領収書」 2,500円  
(品名) 14 ピアニカ

品名	数量	購入年月日	金額	委員会処理欄	
				新入学	通学
1 ランドセル	1	年 10 月 10 日	20,000 円		
2 制服	1	年 2 月 4 日	12,000 円		
3 体操服(上下)	1	年 2 月 4 日	4,000 円		
4 給食白衣・帽子	2	年 2 月 4 日	2,000 円		
5 水着	1	年 4 月 3 日	2,400 円		
6 プール用かばん	1	年 4 月 3 日	800 円		
7 上履き	1	年 4 月 3 日	600 円		
8 算数セット	1	年 4 月 5 日	3,500 円		
9 ふで箱	1	年 4 月 5 日	1,200 円		
10 クレパス(16色)	1	年 4 月 5 日	600 円		
11 水筒	1	年 4 月 5 日	350 円		
12 弁当箱	1	年 4 月 5 日	800 円		
13 雨傘	1	年 4 月 5 日	800 円		
14 ピアニカ	1	年 4 月 30 日	2,500 円		
15		年 月 日	円		
購入金額計(領収書等の合計金額)			51,550 円		

「委員会処理欄」は  
記入しないでくだ  
さい。

税込金額を記入  
してください。

購入年月日は、  
年4月1日から  
年7月末日まで  
に限ります。

下の[支給対象品目]を参考に、添付された領収書に記載されている購入物品の「品名」「数量」「購入年月日」「金額」を記入してください。

この記入内容に基づき、「(A) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」及び「(B) 通学用品購入費」を、それぞれ限度額の範囲内で支給します。  
なお、支給限度額については、下の[支給対象品目]欄の説明をご覧ください。  
同一物品の金額を(A)(B)両方の対象に分割して取り扱うことができます。

[ 支給対象品目 ]

- (A) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (対象：小学校・中学校の1年生及び義務教育学校7年生のみ)  
新たに小・中学校及び義務教育学校へ入学する児童生徒が通常必要とするものの購入にかかる経費が対象です。  
この申出書により、限度額の範囲内で支給します。  
(限度額：小学校・義務教育学校(前期) 円、中学校・義務教育学校(後期) 円)  
(例) 文房具類(ノート、鉛筆等)、書道セット・絵具セット等の教具類、水着、水泳帽、体育館シューズ、上履き、標準服(制服)、通学用ポロシャツ、通学用ブラウス、体操服、ランドセル、カバン、ナップザック、通学用靴、防寒具、通学用帽子、レインコート、雨傘、雨靴、水筒 など
- (B) 通学用品購入費 (対象：小・中学校・義務教育学校の全学年)  
通学のため通常必要とするものの購入にかかる経費が対象です。  
この申出書による通学用品購入費と、学校徴収金相当額(児童・生徒費)の2分の1を支給する学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)との合計額を、限度額の範囲内で支給します。  
(限度額：小学校・義務教育学校(前期) 円、中学校・義務教育学校(後期) 円)  
(例) 標準服(制服)、通学用ポロシャツ、通学用ブラウス、体操服、ランドセル、カバン、ナップザック、通学用靴、防寒具、通学用帽子、レインコート、雨傘、雨靴、水筒 など